

令和2年2月3日

## 公立大学法人首都大学東京業務委託成績評定概要

### 1 実施の目的

本法人における業務委託契約の履行状況を客観的に把握し、受託業者の履行の是正及び育成、履行品質の確保、準備契約等における業者選定の的確化を図ることを目的とする。

### 2 対象となる契約

日々業務の履行が完了する、又はそれに類する業務委託契約

### 3 評定の方法

履行開始日から11月1日まで（別途連絡する場合を除く）の履行状況を「最優良」・「優良」・「良好」・「普通」・「やや不良」・「不良」の6段階に区分し、評定する。

### 4 評定結果の取扱い

- (1) 評定結果が「最優良」の場合には、次年度の当該契約案件について特命随意契約の相手方とすること、又は次年度の当該契約案件の業者選定にあたり優先的に指名することがある。
- (2) 評定結果が「優良」の場合には、次年度の当該契約案件の業者選定にあたり優先的に指名することがある。
- (3) 評定結果が「やや不良」の場合には次年度より1年の間、「不良」の場合には次年度より3年の間、本法人の契約案件において指名しないことがある。

### 5 評定対象契約の公表

評定対象の契約件名は、12月下旬に公表する。

### 6 評定結果の通知

- (1) 12月下旬に「公立大学法人首都大学東京業務委託成績評定結果通知書」により通知する。
- (2) 評定結果の通知内容は、3の評定区分とする。
- (3) 受託者は、通知された評定結果について説明を求めることができる。